

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-9
提出年月日	令和5年8月3日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第4条 地震による損傷の防止

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.29)	4条-全体 39条-全体	先行プラントの記載を踏まえて、記載の適正化をした。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.11)	4条-全体 39条-全体	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.11)	4条-全体 39条-全体, 39-1, 39-2, 39-3, 39-4	相違理由を充実させた。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.11)	4条-34~40	「1.4.3 主要施設の耐震構造」について、伊方3号炉の記載を比較のため追加した。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.29)	4条-目次	誤記訂正(下線を削除)。 ・別添-5 ……鉛直方向の地震力の……	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.11)	4条-2	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.29)	4条-目次	誤記訂正(下線を削除)。 ・別紙-3 ……鉛直方向の地震力の……	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.29)	4条-3	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.29)	4条-目次	「別紙-1 2 一関東評価用地震動(鉛直方向)に関する影響評価について」を追加した。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.11)	4条-5	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.29)	4条-5	地下水排水設備に関する記載をこれまでの審査会合での議論も踏まえて以下のとおり適正化した。 (旧) 地下水位を一定の範囲に保持する地下水排水設備を設置し、同設備の機能に期待する施設においては、その機能を考慮した設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮しない。地下水排水設備の機能に期待しない施設においては、自然水位に基づき設定した水位又は地表面にて設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。 (新) 地下水排水設備の機能に期待する施設においては、その機能を考慮した設計地下水位を設定し揚圧力の影響を考慮しない。地下水排水設備の機能に期待しない施設においては、地表面にて設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.11)	4条-11	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 29)	4条-29 4条-82 4条-88	地下水排水設備に関する記載をこれまでの審査会合での議論も踏まえて以下のとおり適正化した。 (旧) 地下水位を一定の範囲に保持する地下水排水設備を設置し、同設備の機能に期待する施設においては、その機能を考慮し、設計地下水位を基礎底面に保持することで水圧の影響を考慮しない。地下水排水設備の機能に期待しない施設においては、自然水位に基づき設定した水位又は地表面にて設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。 (新) 地下水排水設備の機能に期待する施設においては、その機能を考慮した設計地下水位を設定し揚圧力の影響を考慮しない。地下水排水設備の機能に期待しない施設においては、地表面にて設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r. 3. 11)	4条-17 4条-65 4条-73	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 29)	4条-23 4条-71	Ss3-1及びSd3-1の名称に関する記載を以下のとおり適正化した。 (旧) (NS方向) (EW方向) (新) (ダム軸方向) (上下流方向)	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 29)	4条-44	防潮堤に関する記載を以下のとおり適正化した。 (旧) 置換コンクリート (新) 下部コンクリート	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r. 3. 11)	4条-35	同上	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 29)	4条-44	防潮堤に関する記載を以下のとおり適正化した。 (旧) セメント改良土及び置換コンクリートは岩盤に支持させる構造とする。 (新) 防潮堤は岩盤に支持させる構造とし、防潮堤の幅は、すべり安定性を確保できるように設定する。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r. 3. 11)	4条-35	同上	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 29)	4条-44	わかりやすさの観点で、以下の内容を補足した。 ・防潮堤については第5条耐津波設計方針において審査中であるため、詳細な記載は追而とする。 ・その他の津波防護施設等の「主要施設」に係る記載については5条耐津波設計方針の審査を踏まえて今後検討する。	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r. 3. 11)	4条-35	同上	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 29)	4条-50	第1.4.1表 クラス別施設(4/8)における、主要設備、間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき施設の記載を適正化した。	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r. 3. 11)	4条-45	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.29)	4条-106	記載の統一による修正を実施した。 「従来の設計手法」→「従来設計手法」	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.11)	4条-92	同上	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.29)	4条-別添1-3	記載の適正化を実施した。 旧) ~による。若しくは~ 新) ~による, 若しくは~	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.11)	4条-別添1-5	記載の適正化を実施した。 旧) ~地震力とを絶対値和法で~ 新) ~地震力とを, 絶対値和法で~	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.11)	4条-別添3-全体	ページ番号の誤字を修正した(下線部)。 (旧)・・・4-別添3-● (新)・・・4条-別添3-●	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.29)	4条-別添3-1	記載の適正化を実施した。 (旧)・・・確認するために,・・・ (新)・・・確認するため,・・・	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.29)	4条-別添3-1	許容応力状態ⅢASの許容限界が弾性設計用地震力によるものであることを明確化するために以下、下線部の記載を追記した。 ・基準地震動による発生値が、 <u>弾性設計用地震動の許容限界</u> ・	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.11)	4条-別添3-1	記載の適正化を実施した。(下線部) (旧)・・・基礎地盤の短期許容応力度を超えないことを確認する。 (新)・・・基礎地盤の短期許容応力度に対して安全余裕を有していることを確認する。	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.29)	4条-別添3-2	下記のとおり記載の適正化を実施した。 「(1)項にて、評価対象設備の基準地震動による発生値が許容限界(許容応力状態ⅢAS)を上回った設備については、」	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.11)	4条-別添3-2	同上	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.11)	4条-別添3-3	記載の誤記を適正化した。(下線部) (旧)・・・一次+二次応力評価を省略を・・・ (新)・・・一次+二次応力評価の省略を・・・	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.29)	4条-別添3-3	「(3) 静的地震力による評価」を追記した。	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.11)	4条-別添3-3	「(3) 静的地震力による評価」との比較のため大飯3号まとめ資料の抜粋を記載	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.11)	4条-別添3-4	記載の適正化を実施した。 (旧)・・・取り扱う・・・ (新)・・・取扱う・・・	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.29)	4条-別添3-4	同上	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.29)	4条-別添3-4	記載の適正化を実施した。 (旧)・・・評価は省略する。・・・ (新)・・・評価は省略した。・・・	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 29)	4条-別添3-4	記載の適正化を実施した。以下の記載の「,」を追加 「・・・荷重や、許容限界等・・・」	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 29)	4条-別添4-5	記載の充実。 (旧) 十分な離隔距離をとって配置されている (新) 十分な離隔距離をとって配置されている(上位クラス施設と下位クラス施設の離隔距離>下位クラス施設高さ)	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r. 3. 11)	4条-別添4-6	同上	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 29)	4条-別添5-2, 8, 13, 15, 16, 17, 18, 20, 21	記載統一の観点から下記のとおり修正した。 「従来の設計手法」→「従来設計手法」	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r. 3. 11)	4条-別添5-3, 9, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20	同上	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 29)	4条-別添5-4, 5, 6, 7, 13, 16, 17, 18	以下のとおり記載を適正化した。 (旧) 有限要素法 (新) FEM	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r. 3. 11)	4条-別添5-5, 6, 8, 13, 17, 18	同上	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 29)	4条-別添5-10, 12	記載の適正化を実施した。 「重要土木構造物等」の「等」を削除	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r. 3. 11)	4条-別添5-12	同上	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 29)	4条-別添5-13	3次元FEMモデルにより耐震評価している箱型構造物は、取水ピットポンプ室及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレナ室であり、取水ピットスクリーン室は除外していることがわかるような記載に修正。	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r. 3. 11)	4条-別添5-12	同上	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 29)	4条-別添5-15, 16, 17	記載統一の観点から下記のとおり修正した。 第5-5図, 第5-6図, 第5-7図 「・・・に関する従来の設計手法」→「・・・の従来設計手法」	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r. 3. 11)	4条-別添5-15, 16, 17	同上	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 29)	4条-別添5-15, 16, 17	記載統一の観点から下記のとおり修正した。 第5-5図, 第5-6図, 第5-7図 「従来の設計手法における評価対象断面の考え方」→ 「従来設計の評価対象断面の考え方」	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r. 3. 11)	4条-別添5-15, 16, 17	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.29)	4条-別添6-10	記載の適正化として、以下の記載を削除した。 なお、取水ピットポンプ室の耐震裕度向上を・・・評価対象候補断面を選定する。	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.11)	4条-別添6-13	同上	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.29)	4条-別添6-10	第6-1図の(注)に関する記載を適正化した。 (旧)地盤改良 (新)MMR(新設)	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第4条 地震による損傷の防止 (DB04-9 r.3.11)	4条-別添6-14	同上	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.29)	4条-別紙2-参考5-4	隣接する建屋の離隔距離を1mとする根拠を追記した。	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.29)	4条-別紙2-参考5-5	記載の充実化の観点で、第3.1-2表に抽出結果を参考として追記した。	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.29)	4条-別紙2-参考5-12	記載の充実化の観点で、定検機材倉庫と緊急時対策所(指揮所)との離隔距離を追記した。	